

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 9 4 7 号)

平成 2 3 年 8 月 9 日

横 情 審 答 申 第 947 号

平 成 23 年 8 月 9 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年9月27日港南土第1542号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記カーブミラーについて、現時点撤去しない明確な理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）a.No.179（日野四丁目特定番地）、b.No.304（野庭町特定番地）、c.No.313（丸山台二丁目特定番地）、d.No.794（日野七丁目特定番地）、e.No.953（日野中央二丁目特定番地）、f.No.1176（港南二丁目特定番地）、g.No.1184（東永谷二丁目特定番地）、h.No.1246（日野中央二丁目特定番地）」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記カーブミラーについて、現時点撤去しない明確な理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）a.No.179（日野四丁目特定番地）、b.No.304（野庭町特定番地）、c.No.313（丸山台二丁目特定番地）、d.No.794（日野七丁目特定番地）、e.No.953（日野中央二丁目特定番地）、f.No.1176（港南二丁目特定番地）、g.No.1184（東永谷二丁目特定番地）及びh.No.1246（日野中央二丁目特定番地）」を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港南区内に設置されているa.No.179（日野四丁目特定番地）、b.No.304（野庭町特定番地）、c.No.313（丸山台二丁目特定番地）、d.No.794（日野七丁目特定番地）、e.No.953（日野中央二丁目特定番地）、f.No.1176（港南二丁目特定番地）、g.No.1184（東永谷二丁目特定番地）及びh.No.1246（日野中央二丁目特定番地）のカーブミラー（以下「本件カーブミラー」という。）について、現時点で撤去しない明確な理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) カーブミラーは住民等の要望と設置箇所等の条件について熟慮を重ね、設置している。
- (2) 本件カーブミラーについては、変則交差点のため設置しているもの、長くて緩いカーブがあり道路中央付近の幅員が狭いため設置しているもの、バスなどの巻き込み事故防止のために設置しているものであり、撤去が必要とは考えていない。

- (3) 土木事務所は道路だけでなく河川・水路の管理も行っており、川沿いの歩道整備の際に補助施設としてカーブミラーを設置している場合もある。
- (4) 本件カーブミラーは撤去する必要がないと判断したため、本件カーブミラーに係る陳情処理カードは作成していなかった。したがって、本件請求において対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、撤去しない明解な理由が記載された関係書類及び本件カーブミラーについての陳情処理カードを開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、申立人の「本件カーブミラーは必要のない物ではないか。」との質問に対して、「本件カーブミラーは必要である。」と回答している。このような質問に対しては、陳情処理カード（以下「カード」という。）を作成し、処理方法・方針を決定するのが事務の流れであるため、撤去しない明確な理由が記載されたカードが存在しないはずがない。

5 審査会の判断

(1) カーブミラーの設置及び撤去について

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条では、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うことを規定し、法第85条では、市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は市町村道の道路管理者が行うことを規定している。

カーブミラーは法第2条及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する道路の附属物で、実施機関におけるカーブミラーの設置及び撤去に係る事務は、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）に基づき、道路等の管理、維持及び修繕等に関することとして、各区土木事務所が行っている。

(2) 陳情に係る事務について

実施機関は、道路等の維持・修繕等に関する住民等からの陳情を受けた場合、現地調査等を行い、道路等の維持・管理・安全性の面から必要とされる措置を実施している。その際、陳情への対応を記録するため、陳情一件ごとに陳情者の氏名、住

所及び電話番号、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等の情報を記録するカードを作成している。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書及び異議申立書の記載から、申立人から本件カーブミラーについて撤去するよう陳情を受けた後に、本件カーブミラーを撤去しないとされた理由が記載された文書であると解される。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年4月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) カーブミラーを撤去するか否かは、現場の道路状況、交通状況、周辺地域の状況等を把握した上で、総合的な視点からその事案ごとに判断する。なお、カーブミラーを設置した当時は見通しの悪い交差点であったが、その後、信号機が設置され交通状況が改善された場合など、状況の変化によりカーブミラーが不要となったと判断したときは撤去している。

(イ) 本件カーブミラーを所管する港南土木事務所では、住民等からの陳情に対して確実に対応するために、原則として、陳情処理システム（以下「システム」という。）でカードの情報管理をしている。陳情を受けた場合、陳情の要旨等に関する情報をシステムに入力し、当該入力データを活用してカードを作成している。カードには、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等（総称して以下「処理経過」という。）を手書きで追記している。ただし、カードに記載すべき処理経過が多く、手書きでは追記しきれない場合等には、当該処理経過をシステムに入力の上、その内容が反映されたカードを再作成し、当初作成したカードと差替えをしている。その後、処理方針を定め、必要に応じてカードに現場の地図や写真等を添付した上で業務を所管する上司に報告しており、カーブミラーを設置するという判断に至った事案については、当該カードにより副所長までの決裁を受けている。なお、本件カーブミラーについては、現場を確認したところ、引き続き設置しておく必要性が認められたため、カードは作成しなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと

主張しているが、陳情処理カードの処理について（通知）（平成18年3月13日道管第10671号道路部長通知）では、カードの処理について、独自の取扱方法を決めることを妨げるものではないとしながらも、陳情等があった場合は、カードを作成するとしている。

また、実施機関は、本件カーブミラーを所管する港南土木事務所においては、住民等からカーブミラーの設置等に係る陳情を受けた際には、前記ア(イ)のとおり陳情の要旨等に関する情報をシステムに入力し、カードを作成すると説明している。そのため、本件カーブミラーに係る撤去の陳情について、実施機関がカードを作成していないという主張は、カードに係る通常の事務処理から勘案すると、適当でなかったと言わざるを得ない。

しかし、実施機関は、現在においては、本件カーブミラーに係るカードを作成すべきであったと認識しているものの、本件請求時においては、作成していなかったと説明しており、それ以上、本件カーブミラーに係るカードの存在を推認させる事情は見受けられなかった。また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情は見受けられない。

(5) 諮問の遅延について

本件異議申立ては、平成22年2月19日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから7月余を経過した平成22年9月27日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

事情聴取において説明を求めたところ、他の案件に係る異議申立てが複数あり、その対応等に時間を要したことを諮問遅延の理由として挙げている。

しかし、本件諮問の内容からも、異議申立てから諮問までこれほどの長期間を要したことを正当化できるような、やむを得ない理由があったとは到底認めがたく、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対応するよう、十分に留意すべきである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会) 平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会)	・諮問の報告
平成22年11月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月14日 (第183回第二部会)	・審議
平成23年2月25日 (第186回第二部会)	・審議
平成23年3月25日 (第188回第二部会)	・審議
平成23年4月12日 (第189回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・審議
平成23年5月10日 (第191回第二部会)	・審議
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議